南松本地域の市街化に伴う農家経営の変化

尾　藤　章　雄

Ⅰ　はじめに

松本市中心部から南西に広がる南松本地域は，第2次世界大戦前に始まる多数の工場立地と，1960年以後に盛んになった住宅立地により，土地利用形態を大きく変化させてきた。この地域に位置する高宮，笹部など古くからの集落は，第2次世界大戦以前の農業経営の大幅な変更を余儀なくされ，次第に土地を手放し，経営規模を縮小し，兼業化への比重を高め，自給的農業を細々と続けるようになった。尾留川(1967)が述べたように，都市近郊においては，農外労働に従事する際にも自宅(農家)からの通勤が可能であるため，農家は脱農しないまま「土地持ち労働者」化する傾向が強い[1)]。だがさらに市街化が進み，農家の土地に対する直接的需要が増大し，また行政側から税金面などの圧力が加わるようになると，これら土地持ち労働者層は自給的農業の継続さえ不可能となり，ついには土地を売却して脱農していくことになる。

ところでこの農業経営の縮小過程には，地域固有の特性，個々の農家の経営形態の差異により，様々な違いがみい出される。本稿では人口20万余の地方中核都市松本の郊外を取り挙げ，農業経営の縮小過程が異なると考えられる2集落の比較を行なった。これによって地域固有の特性や個々の農家の経営形態の差異が，都市周辺の農業にどのような影響を与え得るのかを明らかにする。

本稿では，第2章で南松本地域の1970年以前の地域変化の概要を把握した後，第3章で1970年以後の農地遺廃からみた土地の動き，第4章で農家経営の変化を追跡する。

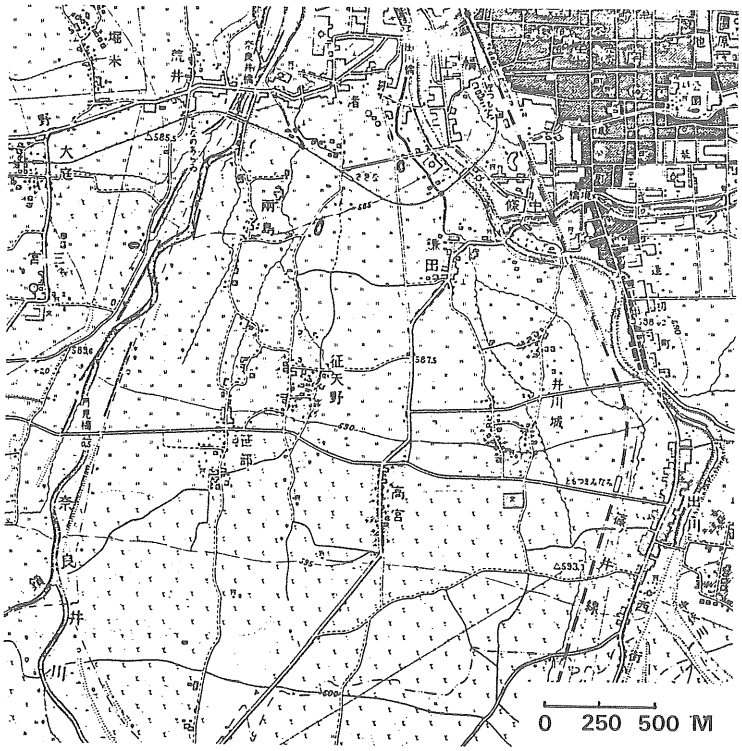
Ⅱ　南松本地域における土地利用変化

Ⅱ－1　第2次世界大戦前の土地利用

南松本地域の第2次世界大戦前の土地利用を知るために，1931年(昭和6)地理調査所発行の地形図を第1図に示した。これによれば出川と笹部を東西に結ぶ道路以北は水田，以南は桑園と土地利用がはっきり区分されてきる。聞きとり調査によれば，高官の北には深さ1.8mから4mの池が18～20個堀られており，そこから傾斜のままに北流する豊富な湧水が水田に利用されたとのことである。この湧水は第2次世界大戦以降盛んに建設された工場による工業用水くみ上げの影響を受け次第に渇水するようになったため，戦後には深さ20mから100mの深井戸を国からの補助金で掘り，電動ポンプによるくみ上げが行なわれた(写真1)。

一方笹部周辺では，奈良井川の月見橋上流320m付近から月見橋下にかけて上(かみ)，中(なか)，下(しも)の3ケ所の取水口を作り，ここから引いた用水を水田に利用した。奈良井川の水は高官の湧水よりも温度が高かったので，笹部は高宮よりも量，質共に優れた米を産出した。

また南松本地域は大正期から昭和初期にかけて蚕種生産が盛んであり，笹部では70戸の農家のうち主として地主7～8戸が夏，秋蚕種の生産を行なっていた。国や県も蚕種生産の普及に積極的で，笹部南部の飛行場に隣接して養蚕試験場も立地していた。蚕種は千葉，埼玉，群馬などに出荷された。



第１図　1931年(昭和６)当時の南松本地域
(地理調査所発行地形図)

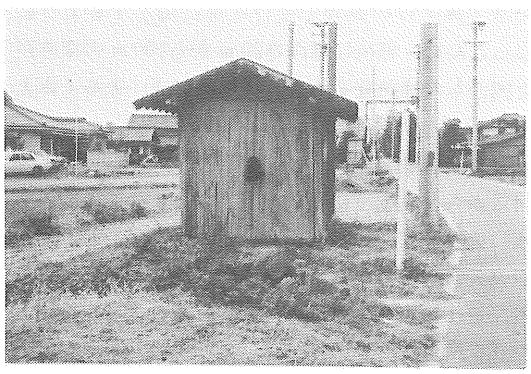


写真１　高宮北端にみられる電動ポンプ小屋
(1984年高宮にて撮影)

Ⅱ－2　工場立地による土地利用の変化

南松本地域は1936年(昭和11)の日本ステンレス株式会社松本工場以後多数の工場が立地し,特に高宮,笹部以南の土地利用は大きく変化した。赤羽(1960)によれば,工場立地は大きく３つの時期に分けられ,それぞれ第２次世界大戦,朝鮮動乱による特需景気,神武景気に対応している[2)]。行政側からも工場立地に関係した働きかけは多く，第２次世界大戦中に軍需産業振興政策,大都市工場の地方分散政策があり,1952年には長野県によって事業税の一部免除を含む長野県工場誘致条例，1954年には松本市によって市民税，固定資産税の減免を含む松本市工場設置奨励条例が制定されている。

南松本地域においては，長野県工場誘致条例の指定を受けたものが松本製紙，三信松本製作所など６工場，松本市工場設置奨励条例の指定を受けたもの

が協同乳業，宮本製果，東洋食品など8工場である(赤羽，1960)。

これら工場が市内において特に南松本地域に集中した要因は，Ⅱ－1でも明らかなようにこの地域が畑(桑園)の卓越した土地利用を示し，昭和初期以後の養蚕の不振によりその相対的価値が低下していたこと，工業用水が深さ10～30 mから安定して得られること，東京，名古屋，大阪へ通ずる国鉄篠ノ井線および国道19号線への近接性が良いことなどが挙げられる。

高宮，笹部付近に建設された最初の主な工場は日本ステンレス(1936年(昭和11))，石川島芝浦タービン(1938年(昭和13))，宮田製作所(1938年(昭和13))であり，石川島芝浦タービンは戦後の規模縮小にともない敷地の一部を警察予備隊松本キャンプ(現陸上自衛隊松本駐屯地)に売却，宮田製作所は1951年に工場閉鎖をしている。これら工場の用地買収は軍の力によってなかば強制的に行なわれ，高宮，笹部では南部の畑地部分を主として失う結果となった。笹部での聞きとりによれば，1938年(昭和13)の石川島芝浦タービン(現石川島芝浦機械，以下芝浦機械と略す)の立地に際しては，10 a当たり10円から15円という価格で強制収用が行なわれている。現在の笹部南原(みなみはら)地区はこの時収用された土地の一部だが未利用のまま終戦となり，農地改革の際の工場遊休地解放令で村の農業委員会を通し10 a当たり500～600円で返却された土地である。第2次世界大戦中から終戦までの間，笹部では70戸の農家から15～16人が石川島芝浦タービンに勤め，ジェットエンジンの部品製造に携わった。

高宮では「高宮上」と称する南部に位置する農家に畑地の所有率が高かったため，集落内の農家間で土地所有規模に大きな不均衡を生じた。例えば集落南部に位置するO農家では第2次世界大戦以前に180 aの畑20 aの水田を所有していたが，強制収用により10 aの畑と20 aの水田を所有するのみとなった。後に終戦による土地の払いもどしや農地改革を経て，現在30 aの畑と50aの水田を所有している。第2次世界大戦中の軍需工場による強制収用は，高官，笹部で南部の畑地を主として所有していた農家にとって農家経営崩壊の端緒となったのである。

Ⅱ－3　第2次世界大戦後における土地利用の変化

終戦後の工場遊休地解放令や農地改革および食糧増産事業に伴い，南松本地域は深さ10 m前後の井戸からの揚水により開田化が進んだ。特に大規模な開田が行なわれたのは笹部南原地区である。この土地は前述のように芝浦タービンから村に返却された土地だが，この返却の際，市の農業委員会が「台帳閉鎖」という全国でも稀な方法を用いて区画整理を行なったことが大規模な開田を可能にした。この台帳閉鎖という手法は，第2次世界大戦中芝浦タービンに収用された際の地番をひとたび無効とした上で，1区画(14間×15間)の210坪づつの長方形の区画を作り，区画と区画の間に道路をつけ，全ったく新しい地番をつけた後，地権者100名前後に分配したものである。但し道路用地は市に買上げを要請し，土地の分配は収用の際，各地権者が収用された土地の割合に基づいて行なわれた。各地権者は最低1区画を得ており，多くは2～3区画を得たものもあった。同様の手法は，宮田製作所跡地の一部でも行なわれている。

この後1952年に始まるこの地区の開田化の動きも組織的なものだった。笹部を中心として隣接した征矢野，鎌田，両島，高宮，渚の98農家による「笹部南原土地改良組合」が設立され，国からの補助金を使って井戸を堀り，22ヘクタールの灌漑，開田に成功したのである(笹部南原開田組合，1972)[3]。

1962年には笹部の西方，奈良井川沿いの地区に初めての県営団地である月見町団地(後年度の建設戸数を含めて440戸)，次いで1963年には五月町団地(122戸)，1964年には笹部団地(96戸)が相次いで建設され，この地区は松本市の住宅地域としての発展を開始する。この地区に大規模な県営住宅が集中的に立地した理由は，松本市の北部や東部の市中心部への近接性のよい場所では地価が高すぎて用地がとれないこと，この地区が旧奈良井川に由来する礫層を深さ30～50 cmの所まで持ち，地味が悪かったことの2点が挙げられている[4]。

1970年以後高宮，笹部の周辺では高宮団地(1970年，24戸)，両島西団地(1971～1972年，74戸)，笹部弥生団地(1976～1977年，164戸)など比較的規模の大きな県営住宅が立地した。またこれとは別に1963年3月に国道19号線松本バイパスが南北に貫通

し，この地域の農地潰廃は年ごとに激しくなっていった(長野国道20年史編集委員会,1979)[5]。

この時期は大規模な県営住宅を中心とした開発により，奈良井川沿いの地区に農地の減少が著しく，特に笹部は住宅団地と水田，農家，畑地の入り乱れる複雑な土地利用を示すようになる。

Ⅱ—4　1983年現在にみる笹部の土地利用

ここでは笹部を取り挙げ，1983年現在の土地利用にみられる，いくつかの特徴的な事象について述べよう。第2図は1983年に行なった笹部の土地利用図から，水田，荒地，駐車場，資材置場，市民農園の位置を示したものである。黒い影になっている部分は建築物の建てられた土地，空白になっている部分は畑である。

第2次世界大戦前と同様，出川と笹部を結ぶ東西の道 A-B を境に北側にのみ水田が分布している。水田は笹部の旧集落と月見町団地，五月町団地の間にはかなりまとまって分布しているが，道路に面していない農地の中には，市民農園に転換されているものが数多くみられる。この市民農園という制度は，市街化区域内農地の有効利用の1手段として普及したものである(写真2)。松本市ではこの制度は，1972年の都市計画法の線引きの年から，農業協同組合の中介という形で始められたが，現在は市が一括して管理にあたっている。主たる目的は「市民が農産物の栽培をとおして土に親しみ市民相互の親睦を深め…(中略)…市民の健康増進と農作物の収穫による消費生活の安定の一助とする」ことにある(松本市市民農園管理指導要項)。原則として農地を所有する農家がレクリエーション農園を開設して市に登録し，市は市内在住の利用希望者に1年単位でこれをあっせんする。利用者は管理指導料として，市に年間1200円を支払うが，代わりに農園からの収穫物を得ることができる。この制度は労働力不足で転作できない農家と，土に親しむ機会のない都市住民の利害が一致し，少しでも市街化区域内の農地を減らさないよう意図する農業協同組合の後押しで実現した。農家は市街化区域内の農地にかかる都市計画税等の税金負担を，市から分配される管理指導料でわずかながら軽減することができる。また農家には工場，宅地等への貸付けと異なり，必要な時はいつでも自分の土地として取りもどすことができるという利点もある。

駐車場は出川と笹部を結ぶ道路沿いで，芝浦機械に面した所に集中し，荒地はこれに隣接してすぐ北側にまとまって分布している(写真3)。この駐車場の多くは芝浦機械に勤務する工員の専用であり，このうち約半分は農家が芝浦機械との契約に基づいて貸付けている土地である。契約は2年単位で更新さ



写真2　宅地に囲まれた農地を利用した市民農園
(1984年笹部にて撮影)

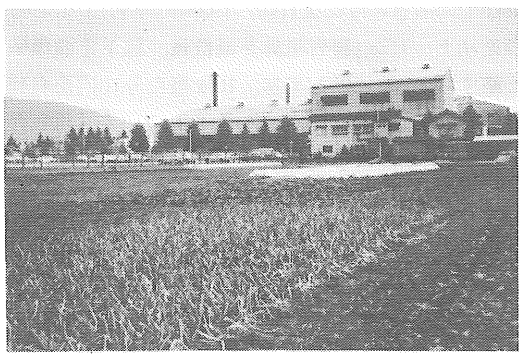


写真3　芝浦機械の北側に隣接して作られた工員用駐車場(1984年笹部にて撮影)

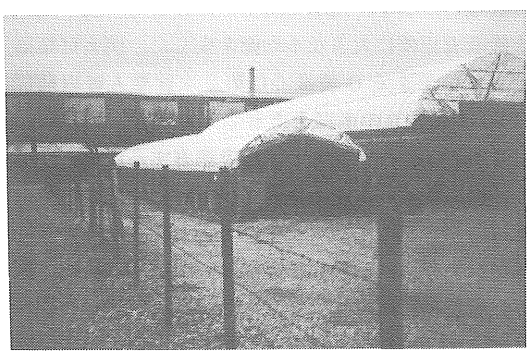


写真4　芝浦場械の西側の南原地区にみられる芝浦のトラクター置場(1984年笹部にて撮影)



第2図　笹部の土地利用(1983年現地調査により作成)

れ，賃貸料は年間坪あたり3000円(1984年)，１年に２回，３月と９月に芝浦機械から支払われている。この土地を駐車場として貸付けて欲しいという要求は芝浦機械から1975年頃出され，現在は全部で約1000台分の駐車場がある。この北側にある荒地は，近年芝浦機械の工員用運動場として整備されつつある。芝浦機械の西側の南原地区において芝浦機械に隣接した所に多数の資材置場がみられる(写真４)。これは芝浦機械で生産されたトラクターの完成品置場となっており，以前は駐車場と同様貸付地が多かったが現在はほとんど芝浦機械の所有地となっている。

Ⅲ　1970年以後の農家経営の変化

Ⅲ－1　兼業化の進展と農地転用の進行

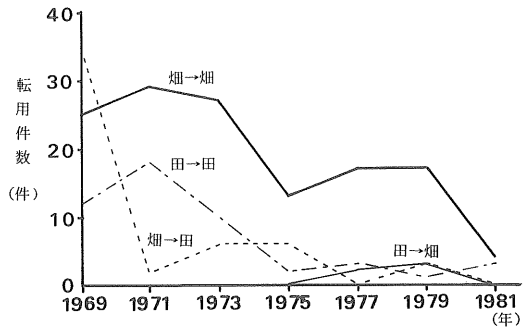
ここでは1970年以後の高宮，笹部を例にとり，農業経営の変化を詳細に検討する，まずその前に農業集落カードに基づいて，高宮，笹部の1960年から1980年までの農家数と非農家数の推移および専・兼業別農家数の推移を第１表に示した。1960年当時高宮，笹部ともに農家数は63戸で同数の農家を持っている。1970年までは両集落とも農家数に大きな変化はみられないが，高宮の非農家数は178戸から378戸，笹部の非農家数は25戸から171戸と増加している。笹部ではこの10年間に前述の３つの県営団地の建設が始まっており，これが非農家数の飛躍的増加の要因と考えられる。1970年から1980年までは両集落ともに農家数が大幅に減少したが，特に笹部では半減している。これと対応して笹部の非農家数は171戸から610戸へと3.5倍以上の増加を示した。一方高宮では，この10年間に非農家数の増加がみられないにもかかわらず，農家数は56戸から41戸へと急激に減少している。両集落とも，市街化に伴なう農家経営の変化は1970年以後激しくなったことがわかる。

次に高宮，笹部の1960年から1980年までの専兼業別農家数の推移をみてみよう。笹部では1960年から1970年にかけて専業および第１種兼業農家が減少し，ほぼ同数だけ第２種兼業農家が増加した。1970年から1980年にかけては，専業および第１種兼業農家がわずかに減少し，ほぼ同数だけ第２種兼業農家が増加した。1970年から1980年にかけては，専業および第１種兼業農家がわずかに減少する一方，第２種兼業農家は大幅に減少している。最初の10年間は第１種兼業農家から第２種兼業農家への移行期，後の10年間は第２種兼業農家からの脱農期であったことがわかる。一方高宮では1960年から1980年にかけて専業および第１種兼業農家は一貫して減少し，第２種兼業農家は一貫して増加している。笹部と異なり，第２種兼業農家からの脱農があまり進んでいないことがわかる。専兼業別にみると，両集落の農家経営の変化に差のあることが推測される。次に農家経営の変化が激しくなったと思われる1970年以後の農地潰廃による土地の動きを探るため，市農業委員会の農地転用許可申請書から，1969年以後1981年までの農地法第５条に基づく転用(土地の所有権移転を伴なう転用)を検討した。まず第３図には，転用件数の多い笹部集落の中の土地でなされた全ての転用件数を地目別に１年おきに示した。1971年にピークを示した転用件数は以後減少し，1973～1975年にかけて谷底となった。その後いくつかのピークがみられるが，1981年には1969年以来の最低を記録している。笹部では1971年以前は水田の転用件数が畑の転用件数を上まわり，台帳の記載が畑で現地目が水田という戦後の開田以来の水田が転用の対象となっている。しかし1973年以後，畑の転用件数は水田の転用件数の1.7倍から７倍前後を維持し，転用の中

第１表　高宮・笹部の農家数・非農家数および専兼業別農家数の推移

集落	高宮					笹部				
専兼別 / 年	農家数	専業	第１種兼業	第２種兼業	非農家数	農家数	専業	第１種兼業	第２種兼業	非農家数
1960	63	25	20	18	178	63	19	20	24	25
1970	56	12	16	28	378	61	10	7	44	171
1980	41	3	2	36	356	34	9	3	22	610

(農林業センサス集落カードより作成)



第3図　笹部の地目別転用件数
注：畑→田は台帳の地目が畑，現地目が水田の転用件数を示す
(松本市農業委員会資料より作成)

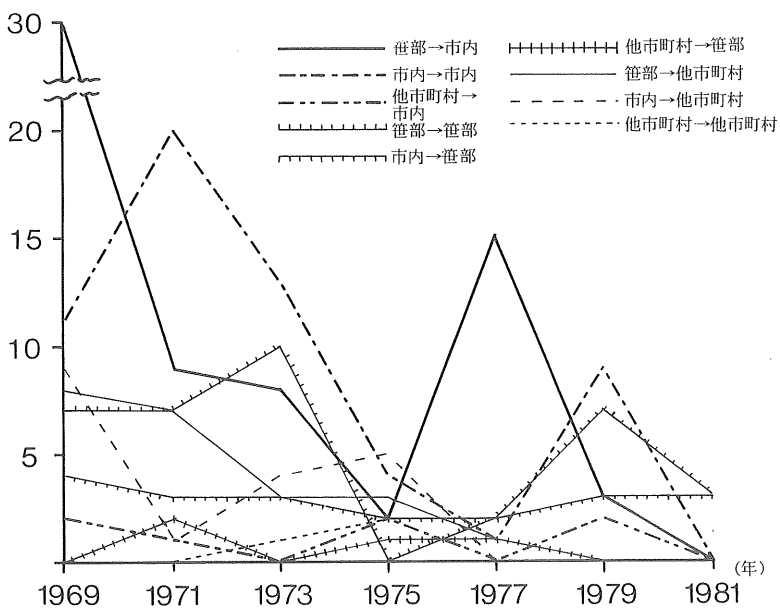
心を占める。なお1971年には，台帳の記載も現地目も水田という転用件数が1時的に増加する。これは前年の1970年に全国一律に開始された米の生産調整の影響が表われたものである。

転用件数がピークを示す1971年の6月にはこの地域に都市計画法による市街化区域，市街化調整区域の線引きが行なわれている。高宮，笹部はそれぞれの町内会を中心として意思決定をはかった結果，高宮は北側の水田部分を除いて市街化区域に編入され，笹部は農地減少に反対した松本市農業協同組合の影響もあり，約3分の1が市街化調整区域に編入された(統計情報事務所資料)。その後笹部は，1976年に行なわれた線引きみなおしで全域が市街化区域に編入されたが，高宮の水田部分は1984年まで市街化調整区域のまま残った。

1971年以前の転用は，笹部南原地区に集中するという特徴がある。例えば1969年の笹部における全転用81件のうち，過半数の44件がこの南原地区についてのものである。この地区は前述のように210坪ずつの長方形の区画にしきられ，道路が完備していたこと，食糧増産事業の際開田化されたが従来の地目は畑で宅地化しやすいこと，笹部の集落から離れていること，等の原因で各農家が集中的に手離していったのである。

一方高宮では，1971年以後台帳の記載も現地目も水田という農地の転用件数が，台帳の記載も現地目も水田という転用件数を上まわる年が多い。しかし転用件数の上では高宮は笹部の2分の1以下であり，笹部南原地区のように転用の集中する地区はみられない。

次に100 m^2 以上の転用地所有者移動別転用件数の推移を，転用件数の多い笹部について第4図に示



第4図　笹部における農地の転用地所有者移動別転用件数
(松本市農業委員会資料より作成)

した。1969年には，笹部の所有者から市内の所有者への移動(以下笹部から市内と略する，以下同様)が転用件数の上で他を圧倒するが，1971年から1973年にかけては，市内から市内への移動が最も多くなる。この傾向は転用件数の少ない高宮においてもほぼ同様である。笹部においては，笹部から笹部への移動が1969年から1973年にかけて平均8件ずつみられるが，1973年に転用された10件中7件までの土地の入手者は，自分の住宅建設を目的とした笹部の非農家である。また松本市以外の他市町村(県外を含む)の所有者への移動は，1969年以後徐々に減少傾向にある。1975年に高宮，笹部から他市町村への移動は，10件中6件までの土地の購入者が法人であり，この地域の土地の他市町村への移動の半分以上が法人による工場，資材置場，事務所，倉庫などの建設を目的とした購入であることが明らかになった。1977年には，笹部において笹部から市内への移動が一時的に増加するが，これは市内出川と渚の業者による，建売住宅建設を目的とした土地の集中的購入である。

以上をまとめると，この地域の農地潰廃による土地の動きが明らかになる。まず1971年の都市計画法の線引きをはさんで，土地の動きは大きく変化したことが明らかになった。まず地目別で，線引き以後の転用が戦後開田された陸田を対象としたのに対し，線引きの際には米の生産調整の影響で従来からの水田にも転用の比重が高まり，線引き以後は市街化しやすい畑が転用の中心となった。また農地は線引き以前，市内の非農家の持家住宅建設を目的とした土地として購入されている。しかし線引きに際しては，急激な地価の値上がりなどから，この土地が市内の所有者間で激しく移動している。この時期は他市町村の法人による土地の購入も多いが，線引き以後次第に減少し，一方で地域内の非農家により，持家住宅建設を目的とした土地の購入が行なわれている。また年によっては，市内の業者による建売住宅建設を目的としたまとまった土地の確保が行なわれている。

Ⅲ－2　耕地利用，就業構造からみた農家経営の変化

農家経営が大きく変化したとみられる1970年以後の高宮，笹部の耕地利用，就業構造がどう推移したかを知るため，1970年と1980年の農林業センサス資料に基づいて第5図から第8図を作成した。1970年の高宮には全部で56戸，笹部には61戸の農家が存在した。農林業センサスの調査区では，両集落とも北部と南部に2分割されているが，ここでは工場地帯に隣接し市街化の進んでいる南部の調査区をそれぞれ取り挙げ，詳細に検討することにした。高宮の南部の調査区には31戸，笹部の南部の調査区には29戸の農家がそれぞれ含まれる。

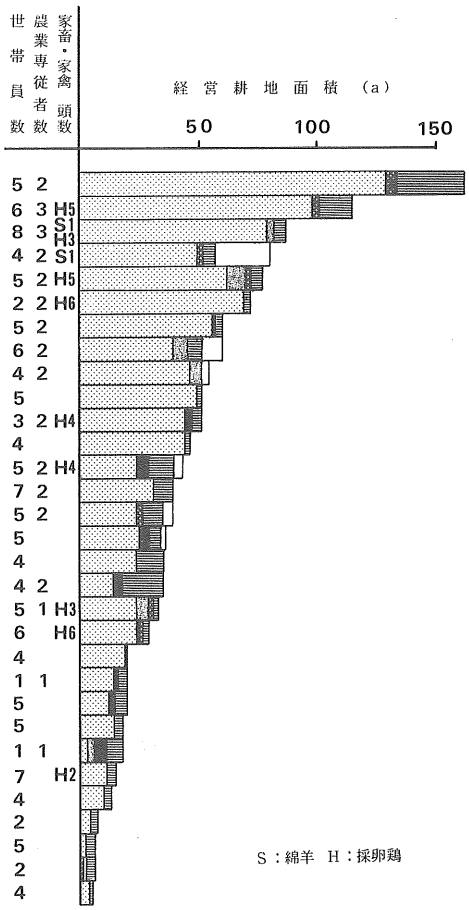
1970年の高宮南部の調査区では，平均経営耕地面積43.6ａ，うち水田面積は35.9ａ，畑の面積は8.9ａである。ほとんどの農家は水稲にダイコン，ネギ，結球ハクサイなどを組み合わせており，わずかに小麦，バレイショ，大豆を栽培する農家がみられる。農産物販売収入の面では水稲が大部分を占める。野菜類の販売を行なっている農家は31戸中約半数の15戸であり，販売するしないは耕地面積の大小とはほとんど無関係である。この地区では，水稲作の比重が高い農業経営が行なわれていると言えよう。

尾留川ほか(1967)が指摘したように，都市近郊農村においては，農家に居ながらにして農外労働への就業が容易なため，農家の世帯員数は耕地面積の大小とは関係が薄い。しかし高宮では，農業専従者数は耕地面積80ａ以上の農家で3人，40ａ以上の農家で2人，それ以下の農家で0～1人であり，両者には若干の関係がみられる[6](第5図)。

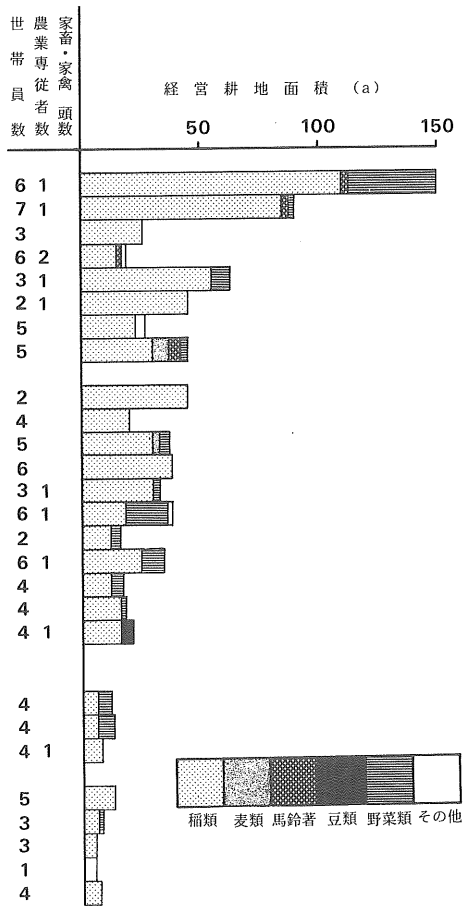
1970年の笹部南部の調査区では1戸当たり平均経営耕地面積45.0ａ，うち水田面積30.7ａ，畑の面積は18.9ａである。高宮より畑作の比重が大きいことがわかる。

高宮と同様，水稲と野菜を組み合わせた農家がほとんどだが，100ａ前後の耕地面積を持つ3農家では，16～30 m^2 のビニールハウスによるセロリ生産が始まっている。このセロリ生産はこの地区に近い並柳の有志が1947年頃に初めて導入し，「松本洋菜組合」として組織化されていったものであるが本地区への導入は1965年頃とされている。導入の契機は，松本への近郊野菜産地としてだけでなく，京浜・中京などへも出荷でき，収入のより大きな作物の産地への脱皮が図られていたことにある。

高宮と比較すると畑作物の比重が大きいが，野菜類は自家消費用が中心であり。これの販売を行なっている農家は29戸中11戸にすぎない。しかし経営耕



第5図 1970年高宮南部地区農家の経営形態
(1970年農林業センサス資料より作成)



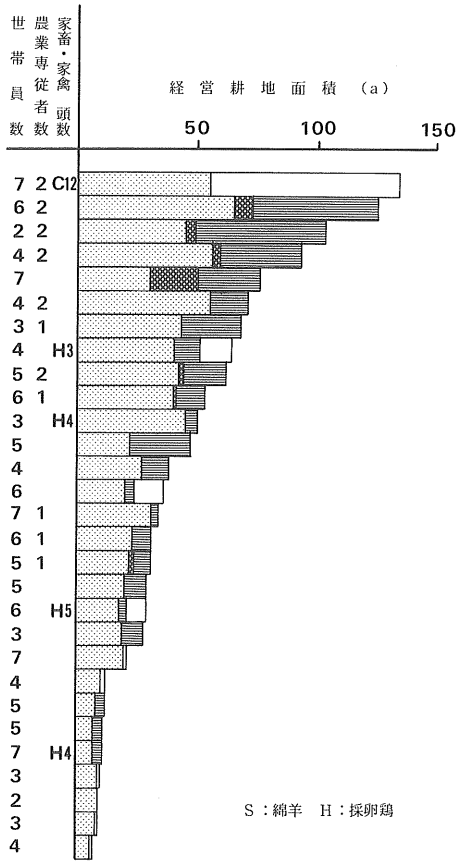
第6図 1980年高宮南部地区農家の経営形態
(1980年農林業センサス資料より作成)

地面積50a以上の農家では，すべてが野菜類の販売を行なっている。

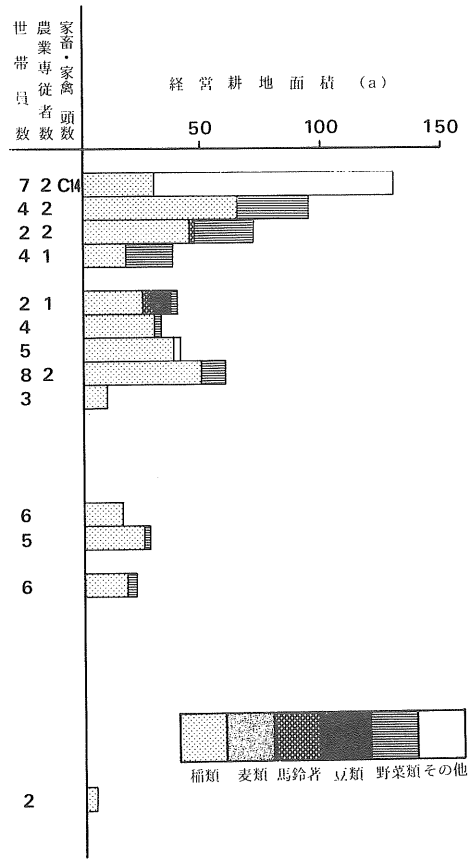
農家の世帯員数と経営耕地面積には明確な関係は見い出せないが，農業専従者数は経営耕地面積70a以上の農家で2人，それ以下の農家で0～1人であると言える。高宮と比較すると農業専従者数は著しく少なく，経営耕地面積40a以上の農家では，高宮の約半数にしかすぎない。

高宮と最も異なる点は借入地，貸付地を持つ農家が多数みられることである。合計すると笹部全体で水田62a，畑および樹園地62aが貸付けられている。また借入地は笹部全体で水田33a，畑と樹園地32a存在する。借入地は経営耕地面積40aを越える農家で全面積の58%，貸付地はこれを下まわる農家で全体の66%を占めている。概括的ながら経営耕地面積40a以上の農家で経営耕地の拡大が意図されると考えられる。聞きとりによれば，貸付地の多くは芝浦機械の工員用駐車場や資材置場などにあてられている一方，市民農園として登録されているものも多い。この点については第Ⅱ章で既述した(第7図)。

次に1980年についてみよう。第6図と第8図はいずれも1970年当時の経営耕地面積が大きい順に配列されており，10年間の変化が容易に比較し得る。なお空欄となっている農家は，この10年間に1980年の農林業センサスの調査対象(経営耕地面積5a以上または過去1年間における農産物総販売額が10万円



第7図 1970年笹部南部地区農家の経営形態
(1970年農林業センサス資料より作成)



第8図 1980年笹部南部地区農家の経営形態
(1980年農林業センサス資料より作成)

以上)からはずれたことを示している。

この10年間に高宮全体での農家数は13戸減って27戸になった[7]。この南部の調査区内での農家数の減少は4戸，1戸当たり平均経営耕地面積は31.6 a (1970年当時より12.0 a減少，以下同様)，水田面積は28.0 a (7.9 a減)，畑の面積は8.1 a (0.8 a減)であり，比較的比重の大きかった水田に減少の割合が大きい。また1970年当時は農業専従者数と経営耕地面積には若干の関係がみられたが，1980年では両者の関係はほとんどみられない(第6図)。

一方笹部全体での農家数は26戸減ったが，この南部の調査区内での農家数は半減し13戸になった。1戸当たり平均経営耕地面積は44.6 a (1970年当時より0.4 aの減少，以下同様)，水田面積は29.1 a (1.6 a減)，畑の面積は22.4 a (3.5 a増)である。農家数が減少したにもかかわらず1戸当たりの経営耕地面積の減少はわずかで，畑作の比重がさらに増大してきたことがわかる(第8図)。

次にこの10年間に脱農したと考えられる農家の特徴を探るため第2表を作成した。この表は高宮，笹部それぞれについて，1970年当時の就業状態をもとに類型分けをし1980年にどの類型から脱農した農家が多いかを示したものである。1～4の各類型は世帯主が農業専従者または基幹従事者である農家，5～7の各類型は世帯主が農外労働へ年150日以上勤務する農家，8の類型は自営業従事者を持つ農家，9の類型はその他の農家である。1～4および5～7の各類型はそれぞれ後継者の就業状態により分けられてい

第２表　1970年高宮・笹部南部地区農家の就業状態に基づく類型区分

類型	世帯主の就業状態	後継者の就業状態	高宮		笹部	
			1970年農家数	うち1980年脱農農家数	1970年農家数	うち1980年脱農農家数
1	農業専業・基幹従事者および隠居	農業専業・基幹従事者	4		1	
2	農業専業・基幹従事者	農外労働に年150日以上勤務	5		3	1
3	農業専業・基幹従事者	就　学　中	5	1		
4	農業専業・基幹従事者	後継者なし	6	2	3	
5	農外労働に年150日以上勤務	農外労働に年150日以上勤務	3		7	4
6	農外労働に年150日以上勤務	就　学　中	3		1	
7	農外労働に年150日以上勤務	後継者なし	4		7	6
8	世帯員のいずれかが自営業に従事				5	4
9	その他	その他	1	1	2	1
注：農業と農外労働双方に従事する時は従事する日数の多い方，これが同じ時は農業に従事する日数の方に基づいている		計	31	4	29	16

（農林業センサス資料より作成）

る。

高宮で脱農した農家は３類型に１戸，４類型に２戸みられ，世帯主が農業専業または基幹従事者でありながら，後継者が就学中あるいは後継者のいない農家にあたる。一方笹部で脱農した農家は２類型に２戸，５類型に３戸，７類型に６戸，８類型に４戸と分散している。しかし各類型に含まれる農家数に対して脱農農家の割合が高いのは，７類型と８類型である。高宮と大きく異なるのは，自営業従事者を持つ農家が数多く存在し，ここから脱農が集中することである。高宮には自営業従事者を持つ農家は存在していないこの笹部の自営業については注目すべき事実がある。現在町会長を務める赤羽氏の祖父に当たる赤羽寅一氏が，大正末期の養蚕不振の際に「朝鮮牛普及団」という会社を作り，朝鮮から農耕用の役牛を移入し販売していた。この一族の10戸中９戸までが，現在笹部で自営業を営んでいるのである。自営業の業種は建築関係業，パブレストラン，喫茶店，不動産業，書店など多岐にわたるが，農業以外の収入からも生計を営んできた血縁が，現在の笹部の自営業の中核となっているのである。ところでさらに詳しくみると，笹部で脱農した農家が多い５類型と７類型からの脱農が高宮にはみられないことがわかる。この類型は世帯主，後継者共に農外労働従事者である農家，または世帯主が農外労働従事者で後継者のいない農家を示し，農業依存度は最も低いと推測されることから，高宮ではこの類型からの脱農を抑制する何らかの要因の存在が考えられる。この点について高宮での聞きとりによれば，高宮の北側の水田地帯がまとまって市街化調整区域のまま残されたため（Ⅲ－1で既述），労働力が少なくとも米による一定金額の農産物販売収入の維持が可能であったことが理由として挙げられた。

Ⅳ　まとめ

以上様々な側面から，南松本地域，特に高宮，笹部についての土地利用変化と農家経営の変化を検討してきた。この結果，市中心部から遠い笹部の方が市街化が先行し，農家経営の縮少がより顕著である

ことがわかった。さらにこの地域の農家経営の縮少過程にいくつかの地域固有の特性，個々の農家経営の差異が影響を及ぼし得たことも明らかになった。以下にこの内容をまとめた。

まず出川と笹部を結ぶ道路以南は，第２次世界大戦以前に一面の桑園であり，蚕種生産の不振と共に広大な工場用地に変り得たことが，この地域の変容の端緒である。これは高宮北部に点在した湧水の存在や北へ向かって傾斜する微地形などの自然条件，および南部に水利の便がなかったことに帰因している。この広大な工場用地の取得に際して，高宮，笹部の農家は半ば強制的に農地の放出をせまられ，この地域の農家経営は大きく変化し始めるのである。

第２次世界大戦以後のこの地域において，笹部の方が急速に市街化するようになった要因としてまず挙げられるのは，南原地区の存在である。終戦後，台張閉鎖という特別な手法で，開田を目的として区画整理されたこの地区は，1965年以後次第に盛んになった市街化の条件に期せずしてよく適合し，笹部の農地減少を促進した。さらに1962年に始まる大規模な県営住宅団地の集中立地も，笹部の市街化を大きく進行させた。団地用地が元来地味の悪い土地であったので，農地減少に伴なう農家数減少という直接の影響は1970年代に入るまで小さかったが，大幅な非農家の増加は，後に持家住宅建設を目的とした土地の需要，農地の市民農園としての利用など新しい農地利用の可能性を生み出すことになった。

1969年以後の農地潰廃からみた土地の動きは，まず都市計画法の線引き以前において，農地転用が南原地区に集中することを裏づけ，線引きの前後を除いては，市街化しやすい畑が転用の中心であることを示した。1970年以後の地域内の農地は，地域内の農家から市内の都市住民，市内の都市住民間および地域内の都市住民や他市町村の法人に購入されており，都市住民は持家住宅の建設，法人は工場，資材置場，事務所，倉庫などの建設を目的としていた。1970年以後は，これら様々な都市的土地利用目的を持つ農地転用が，南原地区に限らず地域全体に拡大していったのである。

両集落における脱農形態の差異は，農家経営の微妙な差異を示唆していた。例えば，笹部では，農業と自営業を兼営する農家が数多く存在し，会社，工場などに勤務せずとも就業機会に恵まれていたのである。赤羽寅一氏の子孫による自営業の興隆は，時代を越えて代々継承されてきた特殊な商売気質とも言うべきものに根ざしていると考えられる。一方高宮では，農業依存度の低い農家からの脱農は，笹部よりもはるかに少なかった。これは高宮において，わずかでも安定した収入を確保できる水田が，都市計画法により北部にまとまって残され，小規模ながら農家経営の存続が可能だったためと考えられる。

[注および参考文献]

1）尾留川正平・山本正三・佐々木博・金藤泰伸・朝野洋一・高橋伸夫・斎藤功(1967)：大都市圏における市街地農業の生態―東京西郊小金井市の事例―．地学雑誌，**76-5**，13～40.

2）赤羽範哉(1960)：長野県内の工場誘致について―国鉄篠ノ井線南松本駅付近の工業地区形成に関連して―．信濃，**12-2**，111～125.

3）笹部南原開田組合(1972)：『笹部開田史』笹部南原開田組合.

4）地質については，松本市(1933)：『松本市史』を参考にした。

5）長野国道20年史編集委員会(1979)：『長野国道20年史　信濃の道』長野国道20年史編集委員会

6）基幹的農業従事者は農林業センサスで用いられている用語であり，1970年においては農業に従事した日数が年60日以上，1980年においては年100日以上の者を指す。なお農業専従者は，年150日以上農業に従事した者を指す。

7）ここで述べている農家とは，農林業センサスの調査対象となった農家のみを指している。また以下で1980年に脱農した農家という記載があるが，これは1980年の農林業センサスの調査対象からはずれた農家を指している。1980年農林業センサスの調査対象は，長野県においては，「５ａ以上の農業を営む世帯，および経営

耕地面積がこの規定に達しないか，全くないものでも調査日前過去１年間における農産物総販売額が10万円以上あった世帯」と定義されている。